

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
株式会社 八木組	茨城県ひたちなか市西赤坂3996-1	

2. 指名停止措置期間 令和2年12月2日～令和2年12月15日（2週間）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

茨城港湾事務所発注の直立消波ブロック製作工事において、令和2年8月27日、作業員への安全教育が不十分であるなど、不適切な安全管理の措置により、作業員が重傷を負う事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第8号ウに該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第1>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) 8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 ウ 工事等関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたとき	2週間以上1箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)